

第五十一回国会 参議院 外務委員会 會議録 第四号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)
午前十時五十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 木内 四郎君
理事 長谷川 仁君
増原 恵吉君
森 元治郎君

委員 佐藤 宗司君
岡田 宗司君
加藤 シヅエ君
佐多 忠隆君
大和 与一君
渋谷 邦彦君
推名悦三郎君

國務大臣 外務大臣 正示啓次郎君
外務次官 高野 藤吉君
外務省中南米・移住局長 廣田 積君

事務局側 常任委員会専門員 瓜生 復男君

参考人 海外移住事業団 理事 廣岡 謙二君
海外移住事業団 理事 丸山 幸一君
海外移住事業団 総務課長 増田 基平君
海外移住事業団 啓発課長 永田 良三君

本日の會議に付した案件
○海外移住事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(木内四郎君) ただいまから外務委員会を開会いたします。
去る二十六日付けをもちまして専門員の結城司郎次君が辞任され、その後任として瓜生復男君が任命されましたので、この機会に御紹介を申し上げます。
○専門員(瓜生復男君) どうぞよろしく願ひいたします。

○委員長(木内四郎君) 海外移住事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案の提案理由の説明はすでに聴取いたしましたので、これより補足説明を聴取いたしたいと思います。廣田中南米・移住局長。

○政府委員(廣田積君) 議題になりました法律案の概要を御説明申し上げます。
まず第一に、移住者に対する渡航費は従来貸し付けでございましたが、今回これを支給に改めまして、そのために必要な資金を海外移住事業団に交付する、こういうことが第一の目的でございます。

同時に、いままでは既往の債権がございましたが、これが利子を含めまして五十六億圓ぐらいのほりありますが、その債権は、国が事業団に貸し付けまして、事業団が各移住者にそれぞれ渡航費を貸し付けていたわけでございますが、国が事業団に貸し付けた既往の債権を免除する、こういうことを目的としております。

第三に、いままでは渡航費が貸し付けでございましたので、その貸し付け条件に関する法律がござ

いましたけれども、今後支給になりますので、その法律を廃したいと存じます。

第四に、事業団の役員に監事がございまして、その監事の権限は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは理事長に意見を提出することができると、また、理事長を通じて外務大臣に意見を提出することができるよう現在の法律はなっておりますけれども、理事長を通じて直接外務大臣にも意見が提出できるように、この点を改正したいと思ひます。

次に、役員の欠格事項でございますが、現在の法律は、「國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員、又は地方公共団体の長」が欠格——役員になれないわけでございますけれども、これをもつと各層から人を役員に送り込めたいという趣旨で、特に性質上欠格事項を適用する必要のあるもの以外はこれからはずすという趣旨に基づきまして、ただいま申し上げました国会議員及び地方公共団体の議会の議員を欠格事項からはずしたい、こう考えております。

次に、事業団の余裕金を運用する場合に、現在の法律によりますれば、国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得、それから資金運用部への預託、それから銀行預金または郵便貯金の三つがございまして、これが今後は外国銀行または信託会社等に対する金銭信託も加えたい、こういうふうに考えております。

以上が、大体の法律の改正案の趣旨でございます。

○委員長(木内四郎君) この際参考人の出席要求に関する件についておはかりたいと思ひます。
本案審査のため、参考人として、海外移住事業団関係者の出席を求めることに御異議ございませ

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。
なお、出席を求める日時及びその人選につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木内四郎君) 御異議ないと認めます。
それでは、参考人として、海外移住事業団理事長の廣岡謙二君、同じく理事の丸山幸一君、同じく総務課長の増田基平君、啓発課長の永田良三君の出席を要求することにいたします。

○委員長(木内四郎君) これより質疑に入りま

す。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひたいと思ひます。
○森元治郎君 議事進行ですが、もう少し廣田移住局長、この「日本人の海外移住の現状と戦後における推移」という、こんな大きなものを持ってこられたのですが、けさ渡されたんでよくわからないのですが、ちょっとひととつ要領よく大まかに説明してくださいませんか。減っているのかふえているのか、地域別、業種別、そのくらいでいい。

○政府委員(廣田積君) ただいまの資料につきまして概略御説明申し上げます。「日本人の海外移住の現状と戦後における推移」というのがござい

ます。これは一ページ目にございまして、戦後二十七年に海外移住が再開されましたから現在までに十四万二千人が海外に出ております。そのうち、渡航費の貸し付けを受けて出た移住者の数が五万七千八百三十八名になっております。その約五万七千のうち一番多く出ましたのが三十五年の約八千人というのがピークでございまして、その後遺憾ながらだんだん減りまして、昨年度は約千

百名、本年度は現在までのところ千名を切る状況でございます。ただ、その内訳でございますけれども、農業移住者が大部分でございますけれども、技術移住者も従来九百十三名出ておりまして、最近になりましてから技術移住者の数がだんだんにふえてきている現象がございます。次に三ページでございますが、カナダ及びアメリカ合衆国への移住でございます。これはカナダにつきましては一九六二年に移民法の改正がございまして、現在のところ、国籍に關係なく、いわゆる能力あるいは技術のある者を受け入れるという新しい制度がございまして、日本からも本年度は百八十八名のものが現在のところ出ております。次にアメリカ合衆国についてでございますが、これも昨年の十二月に移民国籍法が改正されて、従来の国別の割り当て制というのが、過渡期間がございまして、二年後には国籍別の、出身国別の割り当て制がなくなりますので、技術を持った者などは非常に優先順位が高く、今後日本の対米移住というものは相当道が開けるのじゃないか、こういうふうな考えでおります。五ページに、先ほど申し上げましたように、最近減っておりますけれども、今後の見通しとしては、ここに書いてございまして、青年層の間に相当希望者がふえていくということ、それから北海道あるいは東北——岩手県等を中心とします東北六県等で集団移住の計画も進んでおりますので、それから先ほど申しましたような技術移住者もふえておりますので、今後は移住者の数も前年、前々年よりはふえるのではないかと、こういうふうな考えでおります。六ページに従来からの数の表がございまして、省略させていただきます。次に、一ページに「海外移住事業団の事業実施状況、四十年年度実績（見込み）及び四十一年度計画の概要」というのが書いてございます。海外移住事業団は三十八年の七月に発足されたわけでございまして、その後、全国の都道府県各県に地方事務所を設け、あるいは従来外務省の所管でありました横浜、神戸の移住あっせん所をそれぞれ移管しまし

て、現在各移住センターと名づけております。海外支部といたしましてはブラジルに五支部、その他パラグアイ、アルゼンチン、ボリビア、ドミニカにございまして。予算でございますが、四十年年度の予算が交付金が約十一億でございますが、四十一年度の予算は十四億というふうに加増してございます。事業の実施状況でございますが、一二ページになります。まず事業団のやっております事業を大別いたしまして、「調査および啓発活動」を行なっているわけでございまして、調査のために、ここにございまして、移住者の動向調査であるとか、農家経済の現地における経済調査であるとか、いろいろの調査を行なっております。それから啓発活動としては、一二ページの下の方にございまして、事業団として「海外移住」という月刊雑誌、あるいは「海外移住速報」というようなものも出しております。それから、特に青少年に対する啓発というものを置きまして、五百八十校にのぼる高校を指定しまして推進高校としております。それらの指導をする先生を南北米に派遣しまして、そして現地の事情等もよく見させて、それで帰ってきて生徒たちによく教える、あるいは日本海外移住生連盟というのが大学五十校ばかりが参加しておりますが、そういうものが毎年研修のために、主としてブラジルでございまして、行っております。それに対する補助をやっております、こういうふうなわけで、宣伝、啓発に努力しているわけでございます。事業団の事業の第二の柱は「四ページにございましてけれども、いわゆる「移住相談およびあっせん」でございます。これは移住希望者が各地方事務所に移りまして、いわゆる移住の相談をし、あるいは希望によりまして移住地をあっせんする、こういうようなことをやっております。事業団の地方事務所も手不足でございますので、本年の一月からは各府県に移住事業の経験者を百名余り選びまして、移住相談員として、まづような相談、あっせんに協力していただいておりますという状況でございます。

次に一五ページでございますが、「移住者の訓練講習と送出」、ただいま相談あつせんをし、大移住をしたいという希望者に対しては、ここに書いてございまして、各訓練所において訓練をしかつ送り出しの事業をやっております。一九ページに「技術移住の開拓」とございまして、これは先ほど申しましたように、技術移住の面が大きく開けてきましたので、さらにここに書いてございまして、いろいろな施策をして、さらに技術移住を推進したいと考えております。二二ページに「移住者の受入れ業務」とございまして、これは、移住者が現地に移りましてから、いわゆる事業団としては移住地を設営いたしまして、そして移住者がそこで定着をし、農業ができるように、ここに書いてございまして各種の施策をやっております。二四ページに、「受入れ後の援護・指導」とございまして、これも農業、教育、医療等につきまして、ここに書いてございまして、各施策をして、移住者が落ちついて移住地において農業生活ができるように各般の施策を進めております。二七ページに「移住者に対する融資」とございまして、これは向こうに移りましていろいろの農業を進めていく上に現実金が必要ですので、事業団として各種の融資をできるだけたくさんやるといふ考えで各種の融資をやっております。大体以上が事業団の現在やっております事業の概要でございます。

○加藤シヅエ君 いまいただきました資料の一〇ページに、「移住関係旅券発給統計から見た国別、年次別移住者総数」というのがございましてけれども、この中で統計が、この数字が出ておりますので、成功しなかった、あるいはいろいろの事情によつて帰ってきた人がある、そういうのはこの数字の上ではどうなっておりますのか。たとえばドミニカの数字が統計千三百二十七というふうになっておりますけれども、これは最初出た数字と、帰ってきた数字との差し引きと、こういうことになりませんか。

○政府委員（廣田綱君） お答えいたします。ここにある、たとえばドミニカの千三百二十七と申しますのは、出ていかれた年次別に書いてございまして、出ていかれた数の総計でございまして、その後お帰りになつたような場合には、この表には載ってございません。ですから、この表は、出ていかれた数でございます。

○加藤シヅエ君 この帰ってきた数というのがここにやはり出ていなければ、移住の成績がどういふふうになっているかということがわからないわけでございます。それはどういふふうになっておりますか。

○政府委員（廣田綱君） 御指摘のとおりでございます。ただ、帰られた方も相当ございますけれども、全体から申し上げれば、割合から申せば数はたいして多くない、こういうふうな承知しております。

○加藤シヅエ君 それから渡航費支給の条件、現在どうなっているかということ、それから移住者の資格というものがやはりリストに出ているけれども、それによつて違うのじゃないか、あるいはその条件があると思ひますけれども、移住者というものは、そういうような資格ということとは全然考えないで、移住者ということばで全部包括してしまふわけでございますか。

○政府委員（廣田綱君） 御指摘のとおり、移住者の中には、いわゆる事業団が計画しておりますいわゆる計画移住者、これは大部分が農業移住者でございますが、その他技術移住者ももちろん若干入っております。その他計画移住じやなくて、呼び寄せとか、指名呼び寄せとか近親呼び寄せとかということで移ります移住者ももちろんあります。その方々も、あるいは向こうに行かれます農業に従事される、あるいは技術方面に従事される、いろいろございまして、移住者と申しま

すときは、それらのすべてを含んであります。

○加藤シヅエ君 この中にカナダの移住者のことが書かれております。それで最近カナダの移民法がかわつて、日本からの移住者を歓迎するような状態になつてゐるというふうになりました。そこで、二万名くらいのワクというのがございまして、その二万名というのは、年間二万名でございまして。

○政府委員(廣田綱君) カナダにつきましては別にワクはきまつてございせん。いわゆるカナダにおいて必要とするような職種、あるいは技術、技能を持つてゐる方を個々に、移民官がおりまして、そこで本國から来るいろいろな資料に基づきまして、この種の職種の人はカナダでぜひほしいという場合に、移民官がその移民を、移住を許可するわけでございまして、別に人数の上では制限はございせん。

○加藤シヅエ君 それでは、カナダの移民というのは、労力を提供するといふようなのは資格の条件に合はなくて、何か一つの技術、専門的な技術というものが証明される、そういうふうな条件の者だけが適格者であると、こういうふうになるわけでございせんか。

○政府委員(廣田綱君) カナダの移住につきましては、いわゆる向こうに行きまして事業主に雇用される場合、約五百種の職種がございまして、それから自営——自分で営業をやり出す職種として約百二十ございまして、その中には、もう非常に多種多様でございまして、たとえば大工さんであるとか、あるいは看護婦さんであるとか、お医者さんであるとかいろいろございまして、総じて申し上げれば、いわゆる何らかの技術、技能を持つた方が歓迎をされると、こういうことでございまして。

○加藤シヅエ君 それでは、その技術といふものは、何か特定の検定試験とか、そういうようなものでなくとも、向こうの移住局の役所のほうで認められたものであればいいと、こういうことになるわけですか。

○政府委員(廣田綱君) 大部分のものについてはそうでございまして。ただ、お医者さんにつきましては、やはり一定の資格がないといけませんので、たとえば向こうに参りまして、向こうの医師の検定試験といふんですか、そういうものを通らなければなりませんけれども、大部分のもののについては、特にいま申し上げたような証明書とか検定試験といふものはないというふうに了解しております。

○加藤シヅエ君 そういたしますと、医師、歯医者、看護婦、そういうような医療関係の者でも技術移住者というその名目のもとで道が開けた、こういうことでございせんか。

○政府委員(廣田綱君) そのとおりでございまして。

○加藤シヅエ君 それでは、その場合はやはり渡航費は支給されるんでございせんか。

○政府委員(廣田綱君) カナダにつきましては、向こうに行きまして、カナダ政府のそういう受け入れ体制が非常によくできておまして、着きまして、早いものでは一週間、わりあいに短期間のうちに職がきまるようでございまして。御参考までに申し上げますと、ブラジルの移住とカナダの移住の違ひは、その点でございまして、ブラジルの移住の場合には、行く前にもうどここの移住地に入るといふようなことがきまつておられますけれども、カナダの移住につきましては、こちらで大体この職種なら向こうに口があるといふのはわかりますが、現実どこで働くかといふことをきまらずに向こうへ行きまして、向こうへ行きましてから、向こうの移民の事務所にお願いいたしますれば、さつき言つたように、わりあいに短期間に職がきまる。しかも、いわゆる給料も月相当高い。一例を申し上げれば、たとえばこちらの技術学校を出て向こうへ行かれるような場合、大学を出て行かれるような場合は大体三百ドル以上の月給が取れるというふうなわけでございまして、わりあいにそういう意味で生活も安定してゐるというところから考えまして、従来ともカナダに行かれた方には渡航費を貸し付けた例はございせん。

○加藤シヅエ君 そういたしますと、カナダの技術移住者といふものは、日本のいわゆる知識階級の人の将来の職場の開拓としても非常にこれは希望の持てるものであるといふふうに考へて、これは将来ずっと成長していくものであるといふふうに見てよろしいのでしょうか。それとも、非常にみんながこれはいないといふわけで押しかけると、また、途中で日本人とか東洋人とかいふような差別待遇を受けるというふうなおそれがあると考へなくちゃならないものでしょうか、その辺はどうなんでしょう。

○政府委員(廣田綱君) 現在のところ、カナダはむしろ非常に積極的に日本からそういう技術、技能を持つた方を歓迎しておりますので、今後ともこういう意味の移住者は相当伸びる、向こうにおいても歓迎されるというふうな考へております。

○加藤シヅエ君 それから、ここに出ておられますと、同じような条件で、オーストラリアも将来そういうことを考へてゐるというふうなことを聞いております。それと、それは現在どういふふうなふうな発展しておりますか、その後の事情を開かしていただきたいと思います。

○政府委員(廣田綱君) 最近の向こうの新聞等によりますと、大使館から報告もございまして、けれども、そういう意味において、従来いわゆる白豪主義といわれたオーストラリアにおいても、技術、技能を持つた人が非常に少ないので、国籍のいかんを問はず、こういう者を入れてはどうかといふ機運が相当高まつてゐるようでございまして。ただ、現在はその段階でございまして、カナダですでに始まつてゐるような具体的段階にまでまだ至っておりません。

○加藤シヅエ君 終わりました。

○委員長(木内四郎君) 他に御質疑は……。

○森元治郎君 大臣、この海外移住の形勢はだんだんに細くなつてくるが、やっぱり大臣というより人が出先を回つてやつて、現状を見て、彼らに希望を持たせ、それからマスコミのほうも書くでしょうし、大いに移住に熱といひますか、関心

が深くなると思ひので、いろいろの定期協議なんか、どんどんパリ、ワシントンに行かれたついでに、おもとところをPRに回られるのも大事なことだと思ひのですが、やつてみる気はありますか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) やつてみる気はございまして、まあ、実現問題として時間がないうで、まだ実現してゐない……。

○森元治郎君 これは時間がないうでなく、まず行く決心をしないといふ。これは選挙だつてそれでしよう。出るという決心がなければ選挙には出られないし、出ても勝てないし、まずこれは決心をしなければならぬのだな。わずかにいま海外に十四、五万人のししかないやうであります。せひ行つてもらいたいと思ひのですね。これはたいへんな人気を呼ぶだろうと思ひのですね。あなたサンプラウあたりからハリコブスターで二、三カ所回る。あるいはベルーでも、東京にうんと便利のいいところで、一週間もあれば行けるんですよ、ハリコブスター使えば。せひ行つてもらいたいと思ひ。テーク・ノートしてください。

○國務大臣(椎名悦三郎君) まあお話の趣旨はよくわかりますが、実際問題として全くひまがない。国会の会期が、やはり多い場合には八月くらいあります。そういう間はもう絶対に縛りつけられて動きがとれないという状態で、そういう点もお考へ願ひたいと思ひます。

○森元治郎君 そこで、私はかねがね思ひのですね。日本の國務大臣——外務大臣は一人しかいないが、日本のようにだいたい仕事的面が広くなりまして、海外担当といふかな、そういうふうな翻訳してあるのだからと思ひのだが、外務大臣があつて程度の高い外交方針をきめ、外交折衝をやり、その一方、ことばも達者な身軽な有能な海外担当、こんなものを内閣の中に一つつくるといふことも大事だろうと思ひのですね。官房長官の國務大臣昇格なんといふより先だと思ひののだな。官房長官の國務大臣昇格といふのはおかしいので、昔は、椎名さん御存じのように、官房副長官だの

チンピラなんかは閣議に入れないのですよ。大原則を閣議がきめるのです。ところが、いまは役人ばかり閣議室に一ぱい入っているのです。みづから程度を下げたといふことなんです。國務大臣。どうですか、この海外担当國務相というもので外務大臣のお忙しさを補い、常時密接に海外との連絡をはかる、この案はいかがですか。

○國務大臣(椎名悦三郎君) イギリスにそれに似た制度があることは御存じと思うのですが、外務大臣のほかには外務省に國務大臣がある、四人くらい。そのうちの一人が外務次官。あとの三人は、たしか世界じゅうの地域を分けて、アジアはだれ、あるいはアメリカはだれというふうに大体担当をきめておるといふ制度のようですが、まあそれに似た制度をとれば、かなり専門的にして念の届いた施策が可能になると、私はまあ大体そういう趣旨においては——私が賛成したってそういうものができるとは限りませんけれども……。

○大和与一君 ちょっと話は古いかもしれぬですが、沖縄に基地ができるに、日本人が約四千人くらいでしかボーピアに行つたといふのですね、移住で。これはたいへんなところでして、ね、アメリカからの札をもらつて行つた日本人ですわね。たいへんな苦勞をして死ぬ苦しみをしたそうです。当時わが党の議員が行つたときに、何とか日本人として扱ってもらいたいといふことを言つて、若干改善されたといふことを聞いておりますが、そのことはどうなつてゐるか。あるいは、その後沖縄から行つてゐる人は、まともな扱いを受けてゐるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(廣田横君) 御指摘のとおり、ボーピアのサンタクルスのそばに、沖縄移住地が隣り合つて三つございます。現在四、五千名の者がいると思ひます。初め入植当時は相当苦勞されたやうでございしますが、現在は、アメリカ側のほうからのいわゆる補助金等も相当出ておりまして、現在、ちよいどそのそばに、事業団のわがほうの移住地が——サンファン移住地と言つておりますが——近くにございしますが、大体、両移住地とも

最近軌道に乗りつつあるという段階でございします。なお、沖縄の方でありまして、日本人でございまして、海外の移住地に直接アメリカ側の援助で出ましたけれども、いわゆる在留邦人保護というやうな観点におきましては、わがほうの大使館でめんどろを見ております。問題はなにと承知しております。

○大和与一君 そうすると、そのときは、特別急に、そういうふうな形になつたから行つたんだけれども、その後はまだ海外に、沖縄から続々と行つてゐるんですか。

○政府委員(廣田横君) 最近はそのたくさんは出てないと思つております。いずれにいたしましても、現在向こうで定着された方が四、五千人いらつしやるように聞いております。

○大和与一君 そうすると、いまのお話では、最近日本から行つてゐる移住の人と同じような状態で生活をし、心配ない、こういうことですか。

○政府委員(廣田横君) そのとおりでございします。ただ、個人個人の例をあげますれば、いろいろございしますと思ひますけれども、全体としてはその後順調に伸びておると、かように承知しております。

○岡田宗司君 委員長。

○委員長(木内四郎君) ちょっと待つてください。さつき渋谷委員から発言を求められております。渋谷委員。

○渋谷邦彦君 大臣、時間がないうすから、基本的な問題について。

アメリカ合衆国を除いた中南米の移住状況を見ますと、昭和三十五年をピークとして激減してゐると、こうしたことが統計の上からも明らかにされておりますが、政府として今後海外移住といふものを必要とするか、必要と認めざるか認めないのか、認めるとするならば、その問題に対する基本的な考え方をどのように持つてゐて、具体的にどう進めるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 国内の経済の発展に伴つて労働力が不足がございまして、移住者の数が非常に減つたと、しかし、よく調べてみると、青年に、大いに海外でひと働きしたいといふやうな気持ちを持った者がかなりあるといふことをわれわれは気がついてゐるわけであります。そこで、こういう情勢に対処して、従来のやうに量に重きを置くといふことになしに、質に重きを置いて、そして移住先の國々の建設に協力し得る技能を備えた者を送り出す、そうすることが新しい情勢下における新しい移住政策ではないか、こういう考え方をきまして、最近、そういう点に重点を置いて活動をしてゐるという状況でございします。

○渋谷邦彦君 いま私申し上げた中に、政府として今後そうした一つの、いま大臣の説明のあつた背景を基本として必要とするかどうか、また、積極的にこれを推進する意思があるかどうか、これがまだ御答弁がなかつたやうであります。

○國務大臣(椎名悦三郎君) 日本といつたしましても、いわゆるアジアの先進國の立場から、比較的開發のおそい國々の經濟開發、それに協力するといふ責任を持つてゐるわけであります。中南米の移民政策というものはぜひそうなければならぬ、そうすることによつて、大きな意味における日本の海外發展といふもののいしずえを築き、また、日本人に対する認識を十分に深めてもらふといふことがきわめて大切である。いわば非常に世界が狭くなつた、そうして、日本といつたしましても、先進國の一員として広く低開發諸國の開發に責任を持つ、そういう意味からいたしましても、こういうことはきわめて重大な問題であるといふ考へて、これは積極的に進出政策といふものを今後推進すべきであると考えております。

○渋谷邦彦君 いまの大臣のお答へですと、積極的といふことでありますし、確かにアルゼンチンやブラジルの國自体としての要望を考えまして、最近技術關係の能力者の移住といふものを非常に強く要望してゐる、こういう観点からも、特

に日本の若い青少年の優秀な人々を送ることは非常に大事じゃないかといふことが言えるのであります。

ところで、現在の移住といふ具体的な業務状況を考へてみますと、はたして理想的に運営されてゐるかどうかといふことについて、はなはだ疑問とせざるを得ない問題があるわけです。で、監督官庁である外務省として、いま大臣の言われたその趣旨に沿つてその実現化を期そうとするならば、今後どのような対策をお持ちになつていらつしやるのかお聞かせをいたしたい。

○政府委員(廣田横君) 御質問の趣旨は、その事業団に対する指導の問題でございまいしょうか。

○渋谷邦彦君 当然、指導ですね。基本的な問題としては、指導が主体になりますから、指導があらまないと、實際が動かぬといふ関連的な問題が出てまいります。

○政府委員(廣田横君) ただいま大臣から御答弁のありましたやうに、われわれとして前向きな姿勢で移住を進めたい、そのためには、移住事業団がいわゆる執務体制を確立いたしまして、これは本部、地方、海外支部を含めまして、全体としてそういう執務体制を整へまして、先ほど、一番初めに私から申し上げたやうな事業団でやつてゐる各事業を積極的に推進さしていくやうに、外務省としても指導監督したい、こういうふうに考へております。

○渋谷邦彦君 大臣、時間でしうから、けつこりです。

○委員長(木内四郎君) 大臣どうぞ。

○渋谷邦彦君 まだお伺いすることが残つておりますが、この次にいたします。

いま局長からお話がありましたやうに、前向きで今後の指導体制を強化しながら万全の体制を組んでいきたいといふ趣旨に理解しておりますが、はたして海外移住についての啓蒙宣伝という、そうした實際的な行動の面について万全であるかどうか。これは各都道府県の移住事業団の支部というのですか、出先機関というのですか、の實際を

見ますと、わずか二人ないし三名、その中には婦人もいます。これでは啓蒙宣伝というものの万全を期するとおっしゃられても、はたして期待できるかどうかということは、だれでも常識で判断できる問題でありまして、そういう機構上の問題についても、啓蒙宣伝というようなことを強力に押し進めるためには、どうしても母体となるべきそういう問題が浮き彫りにされてくるわけですが、そういう機構上の問題を通して外務省としてはどういう指導をされ、これから督励をされていかれようとするのか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(廣田綱三) 現在、事業団の各都道府県に置いてあります地方事務所の定員は、全体で百五十二名でございますけれども、これを機械的に配置するのじやなく、県によつては多いことになつております。もちろんこれで十分ではございませんので、御指摘のとおり、いろんな各地方事務所としてやることも多いのでございますので、年々これをふやしたいと努力はしておりますけれども、予算の関係等もございまして、思うようにふえておりません。ただ、これを補う意味におきまして、中央、地方、在外の支部を通じて人事交流をやりましたり、あるいは職員の研修等を行ないまして質の向上につとめたいと考えております。なお、先ほどの、地方におきまして手不足のため、地方事務所だけでは十分に啓蒙宣伝も行えないので、各地方の公共団体あるいは移住に御関心のある各種の民間団体の協力も得まして強力な業務を遂行していきたい、こういうふうに考えております。

○渋谷邦彦君 確かに予算等の問題がありまして十分とは言えない所でした面はわかりますけれども、やはり地方の事務所におきましては、どうしてもそういう制約のもとに採用される職員等の問題につきましても、しよせんは一人で二役三役、四役、五役も引き受けてやらなければならぬという、そういう相当な能力者を配置する必要があるのではないか。特に現在潜在移住希望者が約三百

万人と言われている。はたしてそれだけいるかどうかかわりませんが、そういう希望者があつたからといって、何ら具体的な措置が講じられないというその結果を考えまして、いま申し上げたように、啓蒙宣伝の面等について相当大きな言点が考えられる。その一つは、いま申し上げたやうな問題でありまして、はなはだしくは二人いるうちの一人が女子職員であり、一人が出てしまつたのじやあと応待にも困る。こんなことでは、前向きの移住政策を推進すると言われても、とうてい期待できないということを感じますので、その点は移住局長が答弁されましたように、強力にひとつ推進をお願いしたい。

それから次に申し上げたいことは、まあ移住事業団の組織を通じての問題なんですけれども、これはむしろ廣岡さんのほうにお伺いしたほうがいいと思つて、今の体制で完全——完全というのでなければ、現在の体制で完全——完全といたすことは当たらないうちにも、きわめて充実された体制に置かれていられるかどうかということとをまず最初に伺いたいと思つております。

○参考人(廣岡謙二君) ただいま局長から御答弁のありましたように、私も、現在の体制——人員の点から申しまして、また予算の面から申しまして、必ずしも十分であるとは考えておりません。私も、だんだんとそういう面については充実を進めておきたいけれども、これをカバーする意味におきましては、やはり研修をやるとか、あるいはまた海外事情に通曉するためのだけの機会に現地視察をさせますとか、現に引率者という制度でもって、現地からも内地の事情あるいは内地の考え方を徹底させるために職員を引率者として日本に返すとか、また、こちらの地方事務所の職員もできるだけ向こうのほうに行かせるというやうな方法を講ずることによつて十分にカバーしていく、こう考えておる次第でございます。

○渋谷邦彦君 最近いろいろ風評を聞く中に、海外移住事業団の職員となられる方の中には、腰かけの気持ちで入つておられる方が多い。しかも、その一つの証明になるかどうかかわりませんが、出向者が非常に多いというのです。そういう点からも、もちろん腰かけのやつてはいけないうわけでありまして、何と申しますか、海外移住も、相当情熱を持ってやつてもらわなければ困る。これは国の仕事でありますから、言うまでもない。ところが、どうもそういう気配、空気が事業団内部では乏しいのではないかと云われる向きも特にあるんですが、その点についてはどうですか。

○参考人(廣岡謙二君) 現在、南米における現地採用職員を除きまして、本部、地方事務所、センタールを通じて定員は三百七十二名でございます。その中で、若干たたいま御説明のありましたやうな出向者が参つておるのであります。これも私の考えといたしましては、まだ当初の段階でありますために、内部事情等から申しまして、出向者を若干採用するということはある期間はやむを得ないと思つております。しかし、これはだんだんと経過いたしますにつれて、いわゆる事業団プロパーの人たちを採用する——まあ、現在年齢的にもそういう時期にまいつておりませんのでありますから、いたしかたはないのでありますけれども、将来においてはそういう方針でもって人事をやりたい、こう考えております。

また、その人たちが非常に情熱的でない、腰かけの事を処理する傾向があるのではないかと、いうやうなお話であつたのでありますけれども、私の見るところにおきましては、それぞれその職に応じまして懸命な努力をなさつておると思つております。また、常に私もはそういう批判を受けないやうに十分にお互いに戒め合つて職務の運営に遺憾のないやうにということ、私も常に注意をいたしておるのであります。

○渋谷邦彦君 私、いまおっしゃられた理事長のことばがまともであるとすれば、次に私が申し上げるやうなことが起こり得ることではないというのを申し上げたいことがあるのですが、一つ

は、神戸の移住センターで起こつた問題の中に、これはたしか廣岡理事長あての手紙があるのです。昇給の問題にからんでリンチ事件が起こつた事実がございせんか。

○参考人(廣岡謙二君) 昇給といひますか、昨年の十一月に事業団の内部における給与のアンバラ並びに他の事業団、公団等の給与関係から見ても正しければならぬやうな体系にございまして、これを是正を、調整をいたしました。その間に、意見の交換ということもございました。その間に、若干、遺憾なことではあります。暴力といひますか、やつたという事象があつたやうでございます。私は、いかなる意見の対立があつても十分にデイスカッションをする、そしてお互いに納得させていくというやうなことは当然必要だと思つて、いさくも暴力をふるうということは、これを絶対に避けなければならぬという私、日ごろの考え、信念でもございまして、そのことを聞きまして、その者を私の部屋に呼びまして十分に戒めを加へ、今後、そういうことが一切ないやうにということに注意を与えた事件が一つあつたことを記憶いたしております。

○渋谷邦彦君 それは事実あつたということをお認めになつたわけですが、もう一つは、神戸センタールの業務課長が解任になつた理由は、どういふことで解任になつたのですか。四十年九月からなにかにやめておりました。

○参考人(廣岡謙二君) 神戸の移住センターにおけるその事件といふものは、ただいまお話をございましてけれども、解職したという……

○渋谷邦彦君 解職か、あるいは本人が辞職願ひを出したか。

○参考人(廣岡謙二君) 本人の都合によりましてやめたいと——それは神戸の移住センターじやございまして、群馬県の群馬県にございましてが、赤城研修所に勤務いたしておつたのであります。本人はそこへ行くことを非常に喜びまして、大いにこれから張り切つてやるということを言つて

おつたのでありますが、どういふ理由でありますか、やめたい、自分の父親が病氣であると、それで、帰って看病しなければならぬからやめたいという理由でもって私のほうへ申し出たのであります。このことにつきましては、担当の者からも再々慰留をいたしました。にもかかわらず、そういう理由で本人が自発的に退任をいたしましたのであります。われわれのほうでそれを何らかの理由で事をかまえてやめさせたというような事実はございせん。

○渋谷邦彦君 いまの御説明は、私が聞いているその話とはだいぶ方向が違いますけれども、私は事実を確認しているわけじゃありませんから、その問題はその程度にしておきますが、そのほかにも背任事件のようなものが起こったり、これはもう日本だけではなくて、もう現地のほうでも公金を着服したなんていう事件が起こっているようでありまして、そういうような事件が起きなければならぬという事業団内部の空気というものを私は心配するのですが、なぜそういうことが起こらなければならぬのかという問題、いま理事長はそういうことのないように善処していきたいという話もあつたようでありまして、とにかく、われわれとしても非常に移住問題を重視しておりますので、入ってくる話というのは決していい話が入ってこないですな、材料が。特に最近若い人たちが採用になって、希望に胸をふくらませて国家的な意義のある仕事を積極的に行っていること、こういう決意に燃えてやろうとしても、先輩の幹部の人たちに、どうしても出ばなをくじかれるというやうな空気が非常に強いというやうなことも聞いておるわけです。そこに何らかの目に見えない一つの派閥的な流れがあるとか、あるいはそういう若い人たちが情熱を持っているにもかかわらず、先輩の幹部の職員の人たちが、口では理にかなつたやうなことを申し立てても、実際問題として、いろいろなさういふまにこにあげただけでも——まだ資料持っておりますけれども、事件が起きなければならぬといふところに、きわめて事業団内

部に対する不明朗なものを感ずると、したがって、そういう問題について、今後、最高責任者である理事長が、どういふ決意とそれから抱負を持つて対処されるのか、まずそのことを伺ひしておきたいと思ひます。

○参考人(廣岡謙二君) 申すまでもなく、移住事業団の仕事は移住者を対象とし、その人たちの将来の福祉の向上、生活の安定ということにできるだけ協力し、指導していくという人道的なものを含んでおることは申すまでもないことであります。したがって、この事業に従事いたします者といひましては、まずその移住者のためによかれと思ふやうなことにつきまはしては、十分に慎重に、また積極的な指導をやるべきであるといふように考えておるのであります。御承知のように、この事業団が発足いたしましたのは、従来の海外協会連合会及び振興会社という二本の事務を統合承継いたしましたものであります。また、その当時の両方の職員をそれぞれ適当に採用いたしましたのであります。また、地方事務所設置にあたりまして、地方海外協会なり、必要な場合、県のほうから事務の供出を受けたということもございします。また、在外におきましては、本部の派遣職員と、現地で採用しております日系の職員というものが組になつて働いておるというのが事業団内部の現状でございます。したがって必ずしもその間に気分が一致するとか、それぞれのニュアンスを持って入つてまいりました関係もございまして、これを事業団の目的に糾合いたしまして事務を処理していくという間に、あるいはたゞいま御指摘のあつたやうなことからして若干不明瞭な欠けといふやうなことがなきにしもあらずであつたと思ふのであります。私はこういう気分を一新する、私の就任以来の念願は、そういう事情であります。私のだけに、このもやもやした気分を一新して、清新はつらつた精神のもとに、前向きに移住振興の革新のために努力するといふことでもって当たつてまいつておるのであります。なお、若干

そういう点が起こつておると思ひます。けれども、私どもの考えるところを職員の諸君もだんだん理解してくれておられますし、若い職員を採用もいたしておられますので、これから職員が、今後において打つて一丸となつた体制のもとに、このやうなことのないうに十分に指導につとめてまいるといふ所存でございます。

○渋谷邦彦君 理事長のいま述べられたその決意をどこまでも具体化していただきたいといふことを切望いたします。

ついで先ごろですか、新入職員の歓迎会のときかなんかに、理事長は非常におおらかなところを見せられて、困つたことがあつたら何でも相談に來いと言われて、さつそくある職員が自分の一身上の問題とかどうかかわりませんけれども、秘書役かなんかを通して取り次いでもらつた。そうしたら、君みたいな者はどうして理事長になんか会資格はないんだというやうな意味のことを言われて、けんもほろろな扱いをされたといふやうなこともある。そういうことは理事長の耳に入らないうで、せつかく理事長がそういうやうな非常にりっぱな考え方を持つて臨まれようとしておるに、かかわらず、幹部であるからといつて、今度一般の職員のそうした希望なりというものを踏みにじるやうな空気があるならば、これまた、先ほど来から申し上げておるやうな結果を招かないと限らない。やはり一職員に至るまで、ほんとうに情熱を傾けてやろうとするからには、そういう人たちの建設的な意見というものを傾けていただくたい。あるいは途中の部長が課長が悪いのかそればかりではありません、神さまじゃないんですから、対等の立場でそういう意見をどんどん取り上げて、事業団が充実した、整備された組織と機構をもつて対処してもらいたい、こう要望します。どうですか、理事長。

○参考人(廣岡謙二君) ただいま事例として御指摘になりましたことは私の耳に入つておられます。あるいはそういうことがあつたとすれば、それは私の本旨ではないのであります。われわれとしては、相当——私自身も、先ほど申しましたやうに、若い諸君には特に注意をいたしておるのであります。彼らの意見を聞き、私の考え方を述べて、ともにこの強化のために進んでいくといふことが私の望むところでありまして、そういうことがもしあつたといひますれば、十分に注意をいたして、今後そういうことがないやうにいたしたいと考えております。

○渋谷邦彦君 いままで申し上げたことは、主として——国内における問題でありまして、現地の場合においてもむしろひとつとひとい、つまり、目が届かないところで仕事をやっておるわけですから、あるいは最高責任者の支部長あたりがでたらめなことをやらないとは限らない、そういうことも想像できるわけです。一番困るのはだれかといふと、移住者です。これは当然の問題だろうと思ふのですが、いままでもそのためにどれほどのやな思ひをしなが苦しんできたかという移住者の声も聞いておるわけです。そこで、現地におけるそうした支部長なり本部の職員ですね、大体いさほどの程度の期限でもって人事の交流を本部とやっているのですか。やっぱり清新の気をみなぎらせるためには、当然人事の交流等も可及的に行なわなければならぬ場合も出てくるであらう、このやうに思われるのであります。この点はどうか。

○参考人(廣岡謙二君) 従来はかなり人事が停滞いたしておりました。したがって、六年、七年同じところに勤務しておるといふ人もあつたのでございまして、やはり人事刷新、交流という意味から申しまして、最近三年ないし四年といふやうにのの見当でやつていこうといふことにいたしております。

○渋谷邦彦君 私が申し上げるのは、ほんとうに優秀で移住者のために献身的な働きをしてくださる方であるならば、五年なり十年いとも一向差しかえなうと思ふ。ところが、お山の大将になつてしまつて、あるいは公金を横領しかねない、そ

ういような行動をやつたり、移住者のそういう苦しみというものを何ら受け付けてくれないというやうなものが、現地の新聞やなんかを通して見えないという、そういう事実はないんです、いまでも。そうした場合に、今度事業団の本部としての確な判断のもとに直ちに解職するか、あるいは本国に呼び寄せるとか、そういう処置がとられていなかったという向きがあるように感じられるわけです。そうしたやうな問題が起った場合、今後どういふ処置をされていかれるのか、その点について特に最も密接な移住者との関係を持つ現地の支部でありますから、その点を明確にしておいていただきたいと思います。

○参考人(廣岡謙二君) 繰り返して申すようでありますが、私といたしましては、責任体制の確立ということ、それから、その裏付けとして、信賞必罰というやうなことが柱になるべきものだと思います。新聞等に伝わることも、必ずしも当を得たものと私考えておりません。事実を曲げて報道されておるといふこともあるようでございますが、しかし、事と次第によりまして、もし万一そういうやうなことがありといたしますならば、先ほど申しましたやうな点から十分に注意を喚起するなり、あるいは信賞必罰という点でもって臨みたいというやうな点については、私はやぶさかでないと思つております。

○渋谷邦彦君 いまの理事長の今後の方針について、着実にそれは実行されていただきたいということを強く要望しておきたいと思つております。

で、時間もだいたい過ぎましたので、どうかと思つて、次にお伺いしたいことは、最近の日本の移住状況を考へてみますと、イタリアであるとかあるいはその他の国々の移住者と比較いたしますと、低かたの国々は非常に現地の人々との交流、溶け込み方も早い。そのために経済的な自立関係をわりあいスムーズにしているというところを聞いておりますし、実はそうであります、現地に於て見れば、ところが、日本の場合は、何か隔絶された地域に限り出されてしまつて、

現地人との交流も全くない。しかも手持ちのお金はない。また土地が荒れてゐるためにいろいろな化学肥料を使わなければならぬというやうなことで、どうしてもそうした点を解決するためには、現地のいゝゆる相手国とのいろいろな折衝というものが必要になるでございまして、また、融資の問題、機械設備の貸与の問題、いろいろなそういうやうな問題がまだに解決されないままに今日まで来ているということ。大体どの国もそういうやうな観点から、相互援助の関係でもつてどうやらやつておるやうであります、それがアマゾンあたりの奥地に入つてまいりますと、それがもう全然ほかの地域と同じである。むしろそれ以下である。あるいはウルグアイ、ボリビア、アルゼンチン、ペルーにいたしまして、どこの国を見渡しても、条件はほとんど変わらない。いま申し上げたやうな未解決の問題をかかえて非常な苦しみをしてゐる。そういうことで苦情を訴えてこられるやうな手紙を受けております。事業団として、そうしたやうな一番解決を急がなければならぬ、たとえば肥料の問題であるとか、あるいは機械設備の貸与の問題であるとかはどうされるのか。いまでも国会審議の答弁では、たとえば融資の問題にしても、その回収が實際できないということから制約を受けて、それも行き詰まつてゐる。じゃせめて機械設備であるとか、あるいは肥料の延べ払いによる支払いを認めるとか、そういうやうな抜本的な強力な態勢というものが望めないのであるか、そうした点について概要を、今後の対策の一環として御説明いただきたい。

○参考人(廣岡謙二君) お話のように、現在移住地におきましては、それぞれ入植条件あるいは気象その他の立地条件あるいは作物のいかんというやうなことによりましてさまざまあります。よく聞いておるところもありますし、まだまだその過程にあつて十分成果があらぬというところもございまして。私もいたしましては、その立地、実情に即するやうな、また臨機にそれと

行なつていきますやうな態勢のもとに考慮してゐる方針であります。いろいろお話がございしましたが、たとえば移住地の環境整備の一環といたしましては、どうしても教育とかあるいは医療、衛生というやうな面につきましては十分の配慮をしないかなければならぬ問題があるわけでありまして。また、営農上からいいたしまして、農作物一辺倒、米一本やりというやうなことでまいつたやうなところでは、これをあるいは畜産導入による多角経営の方向へ指導していくとか、あるいはまた、生産物に加工を加えて適当な工場に転換をはかつていきますとか、あるいは機械化を取り入れてできるだけそのコスト・ダウンの方向へ考へてまいらなければならぬとか、いろいろございまして。また、融資の基準につきましても、現在やつております基準ではたして実情に合つてゐるかどうかということも検討いたしましたら、必ずしも間尺に合わないやうな段階に來てゐるのではないかと。したがつて、これらにつきましても、外務省あるいは大蔵省と十分協議をいたしまして、もう少し伸縮性のある、弾力的な基準にこれをかえる。土地分譲条件等につきましては、ある程度これを緩和する方向へ――多分四月一日以降実施できると思ふのですが、それとあわせて、一般農業融資基準につきましても、ただいま外務省を通じて大蔵省に改訂方を折衝中でございます。そういうやうに、各方面にできるだけ要求いたしまして、移住地の整備育成並びに移住者の定着安定のために、あらゆる施策を通じてやつていくというやうに今後も続けてまいります。

○渋谷邦彦君 いまの問題に関連して一つの事例があるのですが、これはドミニカに起つた問題ですが、非常に畑地が荒れてゐるために、どうしても化学肥料の高価なものを使わなければならぬというところで、三井物産を通じてその点を要請したらしいのです。三井物産のほうでも非常に好意的にこれを取り計らつてくれた。ただし、代金の支払いについては移住事業団の保証を必要とする。ところが、事業団としては保証はむずかし

いというところで、これが未処理のままになつてゐるという状況なんです、これは、そういう問題については、事業団としては、いゝゆる延べ払いの条件なんではあります、保証はできないやうな仕組みになつてゐるわけですか。

○参考人(廣岡謙二君) 担当の丸山理事からお答えいたします。

○参考人(丸山幸一君) その事実については、私もはまだ承知をいたしておらないわけですが、若く想像でございしますが、肥料等の購入資金については短期営業資金でございしますが、融資の制度があるわけではございません。三十万円程度貸せるというシステムになつております。したがつて、こちらから融資をして、それで三井なら三井の商社に払つてやればいいわけです。それを保証ということになりましては、あるいは、想像でございしますが、融資限度の三十万円をオーバーしてゐる。したがつて、キャッシュの融資はできないから保証というやうなことが考えられるわけではございませんが、あえてドミニカのみならず、保証全体の問題について、事業団法の中には保証ができることになつております。ただ、この運用等につきまして、ブラジルにおいても、アルゼンチンその他についても、この運用等につきましてはお若干検討を要する点がございしますので、また本格的に実は保証に踏み切つておらないわけではございません。そこで、御指摘のやうな点があつたのではないかとありますが、この融資ワツクの問題について、先ほど理事長から御答弁申し上げましたが、融資のワツクの問題について、全体のワツクを広げるというやうなことで、現在監督官庁である外務省及び大蔵省と数回にわたつて現在協議中でございます。近いうち大体前向きで結論が出るのではないかとこのやうに存じておる次第でございまして。

○渋谷邦彦君 いま、よくこの問題については存じていないというやうな意味のことを申されましたが、これは一九六六年二月四日に三井物産からドミニカの移住者に対しての手紙があるのです。

それによりますと、肥料代金の延べ払いに対する海外移住事業団の保証に対し、早速同事業団を訪問し種々打ち合わせをいたしました。が、事業団事業第二部の結論として、こうある、これは知らないといふことはおかしいです。二月四日のことですよ。知らないとするならば、機構上によほどおかしい点があるのかどうかですね。報告が全然担当理事のほうになされていのかどうか、それではあまりにも無責任過ぎるし、かわいそうじゃないかという気がするんですよ。いまのお話ですと、保証ができないことはないといふことになれば、もっと弾力的な考え方をもち、もっと積極的にその解決に当たってあげるべきじゃないか、切実な願ひがあるんじゃないか。この手紙ごらんに入れてもいいですよ。

○参考人(丸山幸一君) 失礼しました。実は私は融資を担当いたしておらないのでございまして、業務を担当しておりますので、ほんとうに申しわけございません。したがって、さつそくよく実情調査をいたしまして善処いたしたいと存じます。

○渋谷邦彦君 まあ、事ほどさようにいうことがありますがけれどもね、いろいろ担当部門も違っているだろうと思うのです、理事の方々は。しかし、わずか百五十名そこの諸君を統率する理事なんですから、もっと連帯感に立つて、こうした問題等についてはもう知悉しているというくらいでいいんじゃないかと私はそう思う。しかも、先ほどの理事長のお話をまた繰り返して恐縮でありますけれども、非常に理事長としてはいろいろな考え方を持っていていらっしゃる。にもかかわらず、私はその担当じゃないからと言われたら、これは移住者がかわいそうになっちゃう。こんなことがこんなにしよつちゅう繰り返されていたんでは、何のための一体海外移住なのか。それでなくても、欧州先進国と比較をされて、日本の移住政策はなっていないと、こういうふうに言われているその昨今であります。ですから、そうした問題、ドミニカに限らず、いま申されたように、この保

証問題については切実な思いで待ち望んでいるのだと、こう思うのです。もうとにかく地域的に見ても相当離れた距離にある国でありますから、ちよつとおくれでもすぐ一カ月、二カ月たつちゃう。向こうのほうでは一日も早くやってもらいたいという気持ちなんですね。それを推進するのが事業団の役目であるわけなんです。それから、もつとこの点について責任を持ってお進めいただきたい。このように特に希望しておきたいと思うのです。で、こまかい問題等はまだまだたくさんありますけれども、本日は大要だけを質問いたしまして終わりにしたいと思います。

○委員長(木内四郎君) 他に御発言がなければ、本日は、本案に対する質疑はこの程度にいたしたいと思ひます。
本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十二分散会
三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十三日)
一、海外移住事業団法の一部を改正する法律案

第三号中正誤
誤 正
森本治郎君 森元治郎君